

一 第4章 屋外広告物の表示および屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項 一

(景観法第8条第2項第4号のイ関係)

良好な都市景観の形成を推進する上で、重要な要素である屋外広告物の表示および掲出については、「東京都屋外広告物条例」に基づく制限により、良好な景観誘導を一体的に行い、周辺のまちなみとの調和を図っていきます。

4-1 屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針

- ① 屋外広告物は、屋外広告物条例に基づく許可が必要なものはもとより、自家用および公共広告物などを含め、規模、位置、色彩等のデザインなどが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とします。
- ② 景観基本軸や大規模な公園・緑地等の周辺では、みどりや地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に十分配慮し、屋外広告物を表示・掲出とします。
- ③ 歴史的な景観資源の周辺では、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまちなみに配慮して、屋外広告物を表示・掲出とします。
- ④ 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮します。
- ⑤ 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などをとらえて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、風格のある沿道の景観形成を進めます。
- ⑥ 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、美しく落ち着いた景観の形成を始めとする地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めます。
- ⑦ 地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、まちなみの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観形成を積極的に進めます。

4-2 景観形成特別地区における基準

景観形成特別地区（清澄庭園・水辺）においては、当該地区の景観形成の目標および方針に基づき、建築物および工作物の形態・意匠に関する制限にあわせて、東京都屋外広告物条例に定める一般的な基準に、次に定める基準を加え、その表示および掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。

（１）清澄庭園景観形成特別地区

貴重な文化遺産を保存・継承するため、庭園の周辺において良好な景観を形成し、庭園内部からの眺望を保全します。

① 表示等を制限する範囲（規制範囲）

清澄庭園景観形成特別地区の区域内で、かつ、地盤面から20m以上の部分を規制範囲とします。

② 規制範囲内で表示できる屋外広告物

次の広告物に限り表示できます。ただし、表示等にあたっては、下表に定める基準によります。

（ア）自家用広告物（自社名、ビル名、店名、商標の表示など）

（イ）公共公益目的の広告物

（ウ）非営利目的の広告物

表 清澄庭園景観形成特別地区における屋外広告物の基準

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	□地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。												
広告物の色彩 （「東京都景観色彩ガイドライン」参照）	□建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1／3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ～ 10R</td><td>5以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR ～ 5Y</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>5.1Y ～ 10G</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>0.1BG ～ 10B</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>0.1PB ～ 10RP</td><td>4以下</td></tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	0.1R ～ 10R	5以下	0.1YR ～ 5Y	6以下	5.1Y ～ 10G	4以下	0.1BG ～ 10B	3以下	0.1PB ～ 10RP	4以下
色 相	彩 度												
0.1R ～ 10R	5以下												
0.1YR ～ 5Y	6以下												
5.1Y ～ 10G	4以下												
0.1BG ～ 10B	3以下												
0.1PB ～ 10RP	4以下												
表示等の制限の例外	□建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める表示等の制限に関わらず、表示できる。												

（２）水辺景観形成特別地区

観光振興の視点から水辺の魅力を向上していくため、スーパー堤防や護岸の整備、水域やテラスの活用とともに、夜景も視野に入れ、河川や運河に沿ったまちなみにおいて、良好な景観を形成していきます。

① 表示等を制限する範囲（規制区域）

水辺景観形成特別地区の区域内とします。

② 規制区域内で表示できる屋外広告物

表示等にあたっては、下表に定める基準によります。ただし、広告協定地区（臨海部）における広告物は、臨海副都心広告協定に定められたルールによります。

表 水辺景観形成特別地区における屋外広告物の基準

区 分	表示等の制限に関する事項												
屋上設置の広告物	☐ 建物の屋上に、広告物を表示し、又は設置しない。												
建物壁面の広告物	☐ 広告物の光源に、赤色又は黄色を使用しない。 （ＪＩＳＺ 9101に定める安全色（事故防止や緊急避難などを目的として安全標識に使用）の赤色又は黄色とします） ☐ 光源は点滅させない。												
広告物の色彩 （「東京都景観色彩ガイドライン」参照）	☐ 建物の壁面のうち、高さ10m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、水辺景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1／3を超えて使用できる色彩の彩度は次のとおり定める。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色 相</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R ～ 10R</td><td>5以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR ～ 5Y</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>5.1Y ～ 10G</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>0.1BG ～ 10B</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>0.1PB ～ 10RP</td><td>4以下</td></tr> </tbody> </table>	色 相	彩 度	0.1R ～ 10R	5以下	0.1YR ～ 5Y	6以下	5.1Y ～ 10G	4以下	0.1BG ～ 10B	3以下	0.1PB ～ 10RP	4以下
色 相	彩 度												
0.1R ～ 10R	5以下												
0.1YR ～ 5Y	6以下												
5.1Y ～ 10G	4以下												
0.1BG ～ 10B	3以下												
0.1PB ～ 10RP	4以下												
表示等の制限の例外	☐ 許可を受けずに表示できる広告物には、本表に定める表示等の制限は適用しない。 ☐ この基準に適合しない広告物であっても、特にデザインが優れ、水辺景観の形成に寄与するものについては、この基準によらないことができる。												

4-3 屋外広告物の事前相談制度（景観法に基づかない江東区独自の取り組み）

屋外広告物は景観法上の届出対象行為ではなく、「東京都屋外広告物条例」を基に審査・許可されます。

しかしながら、これまで江東区は、良好な景観の維持および向上を図るため、屋外広告物を届出対象としていた経緯を踏まえ、今後も、屋外広告物は「事前相談制度」の枠組みの中で、屋外広告物行政との連携を図り、その適正な表示および掲出に取り組みます。

（１）事前相談制度の対象となる屋外広告物

広告塔・広告板の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更とします。

景観形成地区ごとの事前相談対象の屋外広告物は、下表のとおりとします。

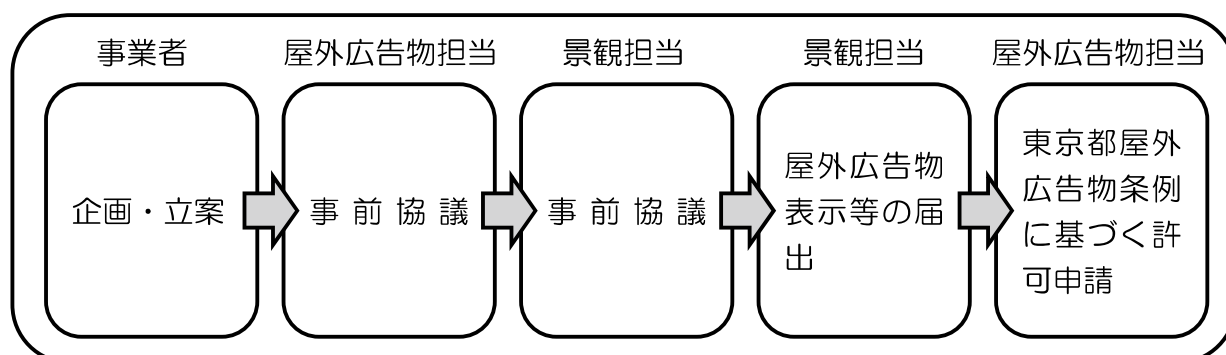
景観形成地区	事前相談対象	景観配慮事項説明書提出日
下町水網地域 景観基本軸（臨海・隅田川） 景観形成特別地区 （清澄庭園・水辺）	表示面積 10㎡以上	東京都屋外広告物条例第8条、第15条又は第16条の規定による許可の申請を行う日（当該手続を要しない行為である場合にあっては、当該行為に着手しようとする日）の15日前
景観重点地区 （深川萬年橋・亀戸・深川門前仲町）	表示面積 5㎡以上	

（２）屋外広告物表示等の届出（２部一正・副）

- ① 屋外広告物景観配慮説明書
- ② 屋外広告物景観配慮基準表
- ③ 関係図書（図面サイズは原則としてA3判）

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位 道路 目標となる地物
配置図	縮尺 方位 敷地の境界線 敷地内における広告物の位置
立面図（着色する。）	縮尺 広告物の大きさ 仕上げ方法（材質）及び色彩
完成予想図（着色する。）	広告物及びその周辺状況。ただし、大規模建築物以外の建築物に附属する広告物の完成予想図については、周辺状況を記載した立面図をもって、これに代えることができる。
現況カラー写真	周辺の状況（2方向以上）

(3) 事前相談手続き



- ① 事前相談日程の予約（必要に応じて相談を重ねてください。）
- ② 事前相談の場では、「屋外広告物景観配慮説明書・屋外広告物景観配慮基準表・図書」により、景観に対する配慮等を説明していただきます。
- ③ 江東区との事前相談を踏まえて、景観への工夫や配慮を取り入れてもらいます。

(4) 屋外広告物の表示および掲出に関する配慮事項

配慮事項		配慮基準	解説
1. 配置		□ 広告物は、必要最小限とするように配慮する。	無秩序に、我勝ちに出される広告物は、美しいまちなみや風景を混乱させます。また、数量をむやみに増やしても宣伝効果は上がりません。広告物の配置は、必要最小限とし周辺景観に配慮することが大切です。
		□ 配置は、川辺、運河、海、公園、緑地、歴史的・文化的な景観資源からの見え方に工夫する。	配置は、川辺、運河、海、公園、緑地、歴史的・文化的な景観資源からの見え方にも工夫することが大切です。
2. 規模		□ 大規模建築物、高層建築物や主要な幹線道路への表示・掲出に限らず、まちなみの景観を阻害しないように小規模化や統一感	大規模建築物等への表示・掲出に限らず、大きすぎる広告物は、威圧感を与え、景観的に好ましくありません。周辺の景観を阻害しないように小規模化や統一感があるように工夫が望まれます。
		□ 水上、対岸、橋梁などの主要な眺望点からの見え方に配慮する。	河川・運河・海沿いにある広告物は、水上、対岸、橋梁などの多くの場所から眺望を受けると考えられます。計画にあたり、主要な眺望点からの見え方について十分配慮することが大切です。
3. 形態・意匠	① 屋上広告	□ 建築物と一体的な形態・意匠となるように配慮する。	屋上広告は、最もよく目立つ広告物で、規模が大きくスカイラインへの影響も大きいものです。屋上広告は、建築物と一体的な形態、デザインとなるように配慮することが大切です。
		□ バランスを欠くような塔状のものは避けるように配慮する。	バランスを欠くような塔状のものは避け、安定感のある形態にすることが大切です。

配慮事項		配慮基準	解説
3. 形態・意匠	②突出広告	□列状等に集約化し、周辺の景観及び建築物と調和するように配慮する。	複数の突出広告がバラバラに、バランス悪く設置されると乱雑な印象を与えます。突出広告は列状等に集約化して整え、建築デザインと一体感をもたせることにより、周辺の景観及び建築物と調和するように配慮することが大切です。
	③壁面広告	□壁面のデザインとの調和を図るように配慮する。	大小様々な広告物を無計画に建築物の壁面に取り付けると、建築立面デザインを壊してしまいます。壁面広告は、設置位置や大きさ、色彩、デザイン等について壁面のデザインとの調和を図ることが大切です。
	④独立広告	□集約化を図り、建築物や外構のデザインと調和させるように配慮する。	集合店舗や事務所ビルなどでは、それぞれが広告物を設置して乱雑なことになる場合が多くみられます。敷地内に共同掲示場所等による集約化を図り、建築物や外構のデザインとの調和を図ることが大切です。
		□支柱部や支柱足元には、できる限りすっきりとしたデザインを施すように配慮する。	支柱部や支柱足元のデザインにも配慮して、できる限りすっきりするように工夫することが大切です。
4. 素材・色彩		□地域特性にふさわしい落ち着いた色彩とし、彩度の高いケバケバした材質や色彩の使用は避けるように配慮する。	原色などの鮮やかな色彩が氾濫すると、まちなみは雑然とします。周辺の地域特性にふさわしい、落ち着いた色彩とすることが大切です。彩度の高いケバケバしい材料や色彩は使用しないように配慮することが大切です。
		□耐久性に優れ、汚れや退色の少ない材質のものを使用するように配慮する。	屋外広告物は、長期間の設置を目的とするため、耐久性に優れ、汚れや退色の少ない材質のものを使用することが望まれます。
5. 緑化		□独立広告の基礎部分はできる限り緑化し、外部空間との調和に配慮する。	独立広告の基礎部分は、できる限り植栽と一体的にデザインし、建築物の外部空間との調和に配慮することが望まれます。

(5) 屋外広告物表示等の変更の届出

届出事項に変更があったときは、速やかに、「屋外広告物表示等の計画変更届出書」により、変更内容がわかる関係図書を添付して届け出てください。

(6) 屋外広告物表示等の完了・中止の届出

届け出た屋外広告物の表示等を完了または中止したときは、速やかに、「屋外広告物表示等の完了・中止届出書」により届け出てください。

なお、完了の場合には、完成写真（2方向以上）を添付してください。（1部）